

民事信託と事業承継/M&A (ver 1.0)

2018年2月20日
一橋パートナーズ法律事務所
弁護士 喜多村拓弥

目次

はじめに

1 信託の仕組みと特徴

- (1) 信託行為
- (2) 信託関係の当事者
- (3) 信託の主な効果
- (4) 信託に関する Q&A

添付資料 A [信託の仕組み]

添付資料 B [信託に関する Q&A]

(以下、次回以降掲載)

2 株式譲渡契約の対象株式が信託財産に属する場合の留意点

- (1) 株式が信託財産に属する場合の具体例
- (2) 買い手の留意点
- (3) 売り手の留意点

Copyright(C) 2018 Seno & Partners. All rights reserved.

本稿の内容の一部あるいは全部を無断で、複写・複製すること、および磁気または光記録媒体、コンピューターネットワーク上等へ入力することは、法律で認められた場合を除き、著作者の権利の侵害となります。

はじめに

1. 信託とは、ある人(委託者)が信託行為によって他人(受託者)に対して財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のためにその財産(信託財産)の管理・処分などをする制度である。信託行為には、信託契約、遺言等があり、信託法第3条において規定される。

このように、信託とは、文字通り、「信じて何かを託すこと」を意味する(「入門・信託と信託法 第2版」樋口範雄 弘文堂 2頁)。これと同じような機能を果たすものに、委任契約、寄託契約、後見制度、などがある。しかし、信託にはこれらの契約や制度とは異なる仕組みや特徴がある。信託制度を理解する上では、これらの契約や制度との差異を意識することが有益である。

2. 信託には、大きく分けて、相続や後見制度に代わる個人財産の承継や管理の手段として利用される場合(民事信託)と、財産をプロに運用させて利益を得る手段として利用される場合(商事信託)とがある。本稿では、主に前者の民事信託に関連する事項について検討する。
3. 今後は民事信託により株式が信託され、受託者により保有される株式の取得がM&Aの対象になることもありうるため、M&Aに関与する者は信託に関する知識を得ておくことが必要である。本稿は、信託に関する最低限の知識を提供し、受託者により保有される株式が買収の対象である場合の留意点を解説しようとするものである。

以下、条文番号のみを示す場合は、信託法の条文番号を意味する。

1 信託の仕組みと特徴

添付資料 A の図表を参照

(1) 信託行為

信託を設定する法律行為（信託行為）には、以下の3種類ある。

- ① 信託契約（2条2項1号、3条1号）
- ② 遺言による信託（2条2項2号、3条2号）
- ③ 自己信託（2条2項3号、3条3号）

いずれの信託行為も、その内容は、(a)委託者が有する一定の財産を受託者に移転し、(b)信託行為で定められた「信託の目的」に従って、受託者が受益者のためにその財産を管理・処分する、というものである。

(2) 信託関係の当事者

主な当事者は、「委託者」、「受託者」、「受益者」の三者である。

受益者に受託者を適切に監督することが期待できない場合（受益者が高齢者・年少者の場合、受益者が多数にのぼる場合等）に、信託管理人等の機関を設けることもできる（123条以下参照）。

ただし、以下の通り、同一人物が複数の当事者を兼任することができる。

- ①委託者＝受託者：自己信託（3条3号）
- ②委託者＝受益者：いわゆる自益信託
- ③受託者＝受益者：可能だが、受益者が受託者を監視監督するという信託の構造上特別な状態である→1年間の期間制限（163条2号）

なお、当事者の死亡は信託の終了原因ではない（163条）。→【Q04/Q05/Q06】

(3) 信託の主な効果

(a) 信託の結果、対外的には信託財産は受託者に帰属する

- ① 信託により、委託者から受託者へ信託財産が移転する。

【不動産が信託財産である場合】受託者名義に移転登記をする必要があるが、加えて信託財産であることの登記（不動産登記法97条）をする必要がある。

【株式が信託財産である場合】株主名簿に受託者を株主とする名義書換えをする必要がある。加えて、非株券発行会社の場合、当該株式が信託財産に属することを株主名簿等に記載する必要があるが、この点については後に詳述する。

- ② 委託者は信託財産の所有者（株式が信託財産である場合には株主）ではな

くなる。

この効果は、財産の管理能力が低下してきた高齢者が詐欺に遭って自分の財産を失ってしまうのを防ぐことに役立つ。

- ③ 受託者は、信託財産のために「信託の目的の達成のために必要な行為」しかできない（26条）。

また、信託財産は受託者個人の債務の責任財産とはならない（強制執行不可、23条）し、受託者の破産財団にもならない（25条）。

以上のように、信託財産は委託者の財産から隔離され、受託者の財産からも隔離される。このような信託財産の帰属状態を、講学上「誰のものでもない財産（nobody's property）」と呼ぶことがある（前掲・樋口 28 頁）。

(b) 受益者が有する権利

- ① 受益者は、受託者に対し、信託行為で定められた一定の給付を請求できる権利（受益権）を取得する。

信託契約の場合、構造的には「第三者のためにする契約」（民法 537 条）であるが、受益の意思表示がなくても当然に受益者は受益権を取得し、受託者は受益者に対しその履行をする債務を負う（88 条 1 項本文）。受益者が給付を望まない場合等 → 【Q01, 02, 03】

【不動産が信託財産である場合】 これにより、X が子 A に不動産を譲りたいが、不動産そのものを与えるのではなく、居住権や賃料等の権利として与え、A が不動産の管理処分を行わないような形にしたい、というニーズに応えることができる。

【株式が信託財産である場合】 オーナー株主から親族の後継者に事業を承継するにあたり、オーナー株主が健在のうちは支配権を移転せず、後継者が配当等のみにあずかる受益権を取得するようなスキームで株式を信託することが可能になる。これについては、後に具体的な事例を示して説明する。

- ② 受益者による監督権、受託者による権限外の行為を取り消す権限 → 【Q08】

(c) 残余財産の帰属

信託が終了した時点で信託財産に余りがある場合、その残余財産を誰に帰属させるかを信託行為で決めておくことができる（182 条）。

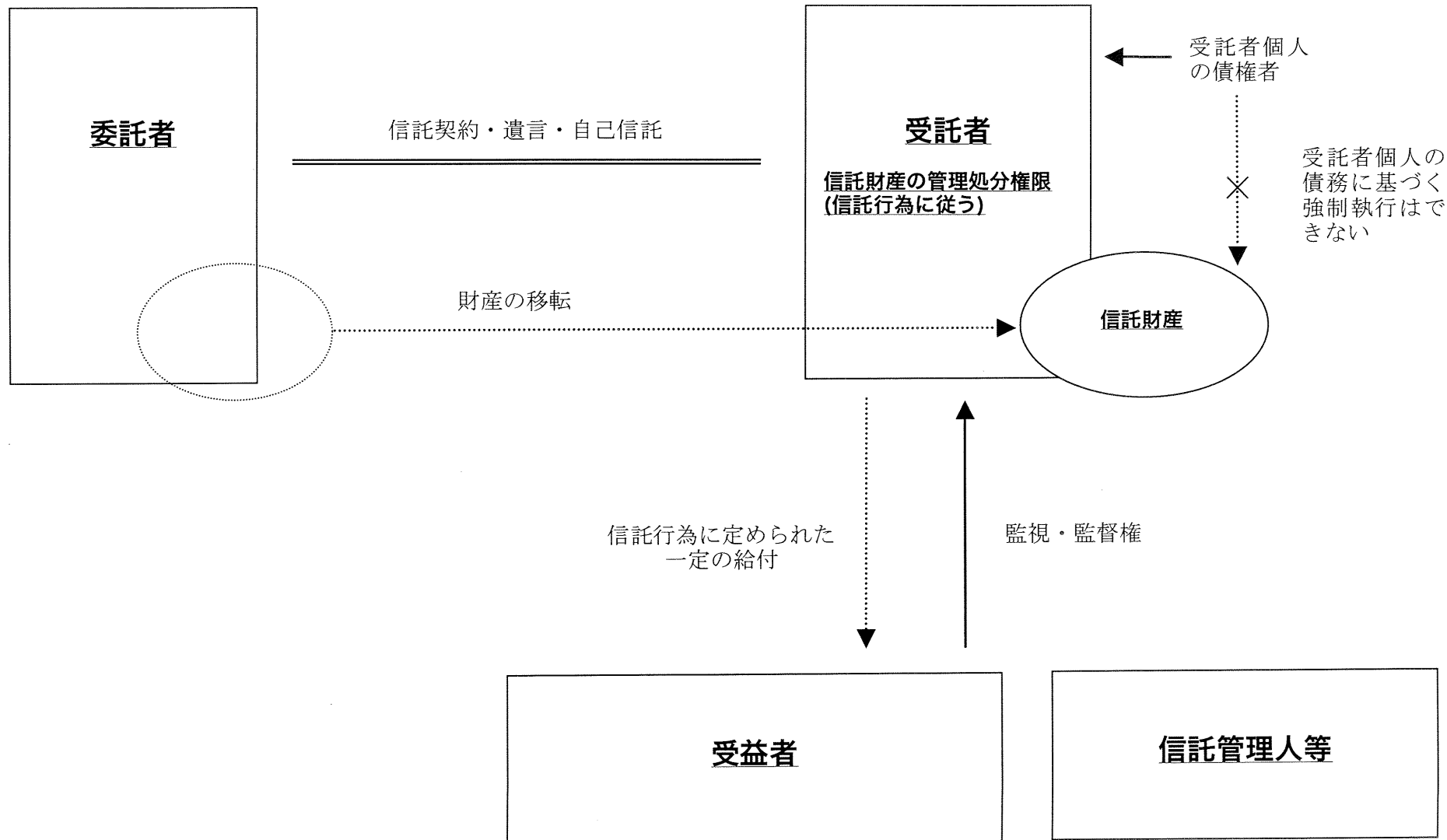
これにより、委託者が死亡後、相続人に該当しない者に自分の財産を相続させるのと同じ効果を得ることができる。また、相続人や受遺者がいない場合に財産が国庫に帰属してしまうことを防ぎ、関わりのある社会福祉法人に帰属させる等の仕組みをつくることができる。

(4) 信託に関する Q&A

本稿に添付資料 B として添付する

- Q01 受益者が給付を望まない場合はどうなるのか
- Q02 消極財産は信託財産となるか
- Q03 受益者は自分が受益者となったことをどのように知るのか
- Q04 信託の終了事由は何か
- Q05 委託者が死亡した後、辞任したい受託者は、どのような手段がとれるのか
- Q06 受託者の原因（死亡、破産等）で信託が終了することはないのか
- Q07 例えば、企業の後継者を受益者として信託を開始したが、後継者が放蕩を繰り返すなどしたため、信託を終了させたい、ということはできるのか
- Q08 受託者を監督する方法には、どのようなものがあるのか

信託の仕組み



添付資料 B 【信託に関する Q&A】

Q01 受益者が給付を望まない場合はどうなるのか

受益者は、受託者に対し、受益権を放棄する旨の意思表示をすることができる。ただし、受益者が信託行為の当事者である場合（＝受益者が委託者または/及び受託者を兼ねる場合）は、この限りでない（受益権放棄、99条1項）。

受益者は、受益権放棄の意思表示をしたときは、当初から受益権を有していなかったものとみなす。ただし、第三者の権利を害することはできない（受益権放棄の効果、99条2項）。

Q02 消極財産は信託財産となるか

(1) 旧法下での解釈

旧信託法1条では、信託は「財産権の移転その他の処分を為し・・・」と定義され、委託者が信託できるのは「財産権」に限られていた。このことから、信託できる「財産権」とは、債務等の消極財産を含む「財産」とは区別され、積極財産に限る趣旨である、と解釈されていた（「信託の法務と実務（3訂版）」三菱信託銀行信託研究会編著 45頁以下）。

(2) 現行法

新法では、信託財産は「受託者に属する財産であって・・・」と定義されている（2条3項）。このように、「財産権」から「財産」という文言に変更されたのは、『信託の対象となるためには、具体的な名称で呼ばれるほどに成熟した権利である必要はなく、金銭的価値に見積もることができる積極財産であり、かつ、委託者の財産から分離することが可能なものであればすべて含まれるとの趣旨を明らかにしたものである。』（「逐条解説 新しい信託法」寺本昌広 商事法務 32頁）。

よって、旧法と変わらず、信託財産には、消極財産は含まれない。

(3) 実質的に債務も信託財産とする方法

積極財産は信託し、同時に民法上の債務引受けを行うことは可能である。
この場合、信託行為において、信託財産を当該債務の責任財産とする旨の定めをすることができる（「信託財産責任負担債務」、21条1項3号）。
これにより、実質的に、積極財産と消極財産の集合体である事業そのものを信託財産とすることが可能となる。ただし、通常の債務引受けである以上、債権者の承諾を得る必要がある（前掲・寺本 84頁）。

Q03 受益者は自分が受益者となったことをどのように知るのか

受託者は、受益者に指定された者が受益権を取得したことを知らないときは、受益者に対し遅滞なく受益権を取得したことを通知しなければならない（88条2項）。

ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めによる（同条項但書）。これは、

例えば親が委託者となって、その資産を信託財産として、子を受益者とする信託を設定したが、子が受益権取得の事実を知ってしまうとその後の努力を怠るようになることを懸念し、受益権取得の事実を秘しておきたいという場合を想定している（前掲・寺本 253 頁）。

Q04 信託の終了事由は何か

大きく分けて、(a) 当然終了事由、(b) 当事者の合意による終了、(c) 裁判所の命令による終了、である。

(a) 当然終了事由

- ① 信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき（163 条 1 号）
- ② 受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が一年間継続したとき（同 2 号）
- ③ 受託者が欠けた場合であって、新受託者が就任しない状態が一年間継続したとき（同 3 号）
- ④ 受託者が法 52 条（同条が準用される場合も含む）の規定により信託を終了させたとき（＝受託者が費用の償還・前払を信託財産から受けられない等の場合に、受託者は信託を終了させることができる。）（同 4 号）
- ⑤ 信託の併合がされたとき（同 5 号）
- ⑥ 信託財産に破産手続開始の決定があったとき（同 7 号）
- ⑦ 委託者が破産等の手続の開始を受け、破産法等の規定により信託契約が解除されたとき（同 8 号）
- ⑧ 信託行為において定めた事由が生じたとき（同 9 号）

(b) 当事者の合意による終了

信託法のデフォルトルールでは、委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、信託を終了することができる（164 条 1 項。受託者に不利な時期に終了したときは、損害を賠償する必要がある（同 2 項））。ただし、委託者が現に存しない場合には、この規定が適用されないため、この方法により信託を終了することはできない（164 条 4 項）。

(c) 裁判所の命令による終了

裁判所は、①信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合するに至ったことが明らかであるとき（165 条）、又は、②公益を確保するため信託の存立を許すことができないと認めるとき（166 条）は、申立てにより信託の終了を命ずることができる。

①は受益者の利益保護のため、②は公益確保のため、裁判所が命令で信託を終了させるものである。

Q05 委託者が死亡した後、辞任したい受託者は、どのような手段がとれるのか

(1) 委託者が死亡した場合の、信託契約のその後

委託者が死亡した場合でも信託は当然には終了しない（信託の終了事由ではない、163条）。また、信託契約に別段の定めがなければ、委託者の地位が相続される（147条の反対解釈）。

よって、信託法のデフォルトルールでは、委託者が死亡した場合、委託者の相続人が新委託者となって、信託が存続する。

しかし、民事信託においては、委託者の地位が相続されることによって法律関係が錯綜するのを避けるため、信託契約に、「委託者が死亡した場合、委託者の権利は消滅し相続人に承継されない」との規定が置かれるのが一般的である。

このような規定がある信託契約において、委託者が死亡すると、「委託者が現に存しない」信託契約となる。

信託法には、この「委託者が現に存しない」場合についての規定がいくつか存在する。

(2) 受託者が辞任するには

通常、受託者は、委託者及び受益者の同意を得て、辞任することができる（57条1項）。しかし、この規定は、「委託者が現に存しない」場合には、適用されない（57条6項）。

よって、受託者は、信託行為に別段の定めがある場合（57条1項但書）、又は、やむを得ない事由があつて裁判所の許可を得た場合（57条2項）にしか辞任することができない。

Q06 受託者の原因（死亡、破産等）で信託が終了することはないのか

(1) 受託者の任務の終了事由（「信託の終了事由」ではない）

以下の7つである（56条1項）。

- ① 受託者である個人の死亡
- ② 受託者である個人が後見開始又は保佐開始の審判を受けたこと
- ③ 受託者が破産手続開始の決定を受けたこと
- ④ 受託者である法人が合併以外の理由により解散したこと
- ⑤ 受託者の辞任
- ⑥ 受託者の解任
- ⑦ 信託行為において定めた事由

(a) 受託者の辞任（上記⑤）

受託者は、委託者及び受益者の同意を得て、辞任することができる（57条1項）。この規定は、委託者が現に存しない場合には、適用しない（57条6項）。

やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる（57条2項）。

(b) 受託者の解任（上記⑥）

委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、受託者を解任することができる（58条1項）。この規定は、委託者が現に存しない場合には、適用されない（58条8項）。

受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は受益者の申立てにより、受託者を解任することができる（58条4項）。

(2) 受託者の任務終了の効果

受託者の任務が終了しても、信託は当然には終了しないことから、以下の通り法62条に新受託者の選任手続が定められている（受託者の任務の終了と新受託者の選任を総称して「受託者の変更」という。旧法では「受託者の更迭」）。

- ① 信託行為に新受託者に関する定めがあるとき：
→その定めに従い選任
- ② 上記新受託者に指定された者が信託を引き受けないとき、又は、上記の定めがないとき：
→委託者及び受益者の合意により選任（委託者が現に存しない場合は受益者が単独で選任）
- ③ 合意にかかる協議の状況（又は受益者の状況）に鑑み必要があると認められるとき：
→利害関係人の申立てにより裁判所が選任

このように、当初の受託者の任務が終了することはあるが、その場合でもなるべく新受託者が選任され、信託が継続するような仕組みになっている。

しかし、受託者が欠けた場合であって、新受託者が就任しない状態が1年間継続したときは、信託は終了する（163条3号）。

Q07 例えば、企業の後継者を受益者として信託を開始したが、後継者が放蕩を繰り返すなどしたため、信託を終了させたい、ということはあるのか

信託は、信託行為において定めた事由が生じたときに終了する（163条9号）以上、「委託者が後継者に事業を任せるのが相当でないと判断したときは、本信託は終了する」といった定めをしておけば、信託を終了することは可能である（いわゆる「撤回権留保付信託」）。

問題は、このような撤回権が留保されていない場合に、デフォルトルールで信託を終了させることができるか、である。

例えば、本信託の目的は、「後継者の育成と育成完了時の事業承継」であり、この目的が達成不能となったから、信託は終了する（163条1号）、という考え方があり得る。しかし、解釈に争いがある。その他、後継者の同意が得られない場合には、前記終了事由に照らして、信託を終了させることは困難であろう。

したがって、信託行為時に、信託の目的の達成があやぶまれる事態を想定して、適切な終了事由を定めておくことが重要である。

Q08 受託者を監督する方法には、どのようなものがあるのか

(1) 予防的な監督権限

受益者は、帳簿等閲覧請求権（38 条）や、受託者の権限外の行為の差止請求権（44 条）、検査役選任請求権（46 条）を有する。

一方で、受託者は、善管注意義務（29 条）と忠実義務（30 条～32 条）を負って事務を遂行する。

このように、受託者と受益者の関係は、株式会社の取締役と株主の關係に類似する部分が多い。

(2) 事後的な監督権限（受託者の権限違反行為の取消し）

受託者が信託財産のためにした行為がその権限に属しない場合で、次の要件を全て満たす場合には、受益者は、当該行為を取り消すことができる（27 条 1 項）。

- ① 当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が信託財産のためにされたものであることを知っていたこと
- ② 当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が受託者の権限に属しないことを知っていたこと又は知らなかったことにつき重大な過失があったこと

信託財産に属する株式を受託者から譲り受ける株式譲渡契約は、クロージング後にこの規定により受益者から取り消されてしまうリスクがある。このリスクは重要なものと思われるため、この点について本稿本文で詳述する。

(3) 受益者に代わって監督する者

受益者が適切に受託者を監督することが期待できないような場合に、受益者を支える機関がいくつか用意されている。

まず、「信託監督人」は、例えば受益者が年少者・高齢者・障がい者である場合において、信託行為の定め又は裁判所の決定によって選任され、受益者のために自己の名をもって、受益者の上記監督権限を行使する。なお、受益者個人もその監督権限を行使することは妨げられない（前掲・寺本 316 頁以下）。

次に、「受益者代理人」は、例えば受益者が多数にわたる場合において、信託行為の定めによって選任され、受益者の代理人として、受益者の上記監督権限を行使する（前掲・寺本 321 頁以下）。なお、「代理人」といっても、受益者は受益者代理人が行使する監督権限を個人で行使することができなくなる（139 条 4 項）ため、受益者代理人は受益者全員の「代表者」である。

[以下余白]